

HELLO WORK information 6

月刊

ハローワーク別府

別府公共職業安定所広報
2024年6月号

contents

- ① 外国人雇用は、ルールを守って適正に！ P1
- ② 高齢者・障害者雇用状況報告の提出について P2
- ③ 65歳超雇用推進助成金説明会のご案内 P2
- ④ 労働保険の年度更新手続きが始まります！ P3
- ⑤ 70歳雇用推進プランナー-高齢者雇用アドバイザーのご案内 P3
- ⑥ 管内労働市場の動き（4月内容） P4
- ⑦ セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ P4



両子寺仁王像（国東市）

1

《外国人を雇用する事業主の皆さまへ》

外国人雇用は、ルールを守って適正に！

～6月は「外国人雇用啓発月間」です～

厚生労働省は、6月1日からの1か月間を「外国人雇用啓発月間」とし、事業主団体などの協力のもと、事業主や国民を対象に、労働条件などルールに則った外国人の雇用や外国人労働者の雇用維持・再就職援助などについて積極的な周知・啓発活動を行います。

外国人が在留資格の範囲内でその能力を十分に発揮しながら適正に就労できるよう、事業主の方が守らなければならないルールや配慮していただきたい事項をご理解の上、適正な外国人雇用をお願いします。

外国人を雇用したらハローワークに届け出を！



以下の2点は、事業主の責務です！

1 雇入れ・離職時の届出

外国人の雇入れ及び離職の際には、その氏名、在留資格などをハローワークに届け出てください。ハローワークでは、届出を基に、雇用管理の改善に向けた事業主の方への助言や指導、離職した外国人への再就職支援を行います。

また、届出に当たり、事業主が雇い入れる外国人の在留資格などを確認することで、不法就労の防止につながります。

2 適切な雇用管理

事業主が遵守すべき法令や、努めるべき雇用管理の内容などを盛り込んだ「**外国人労働者の雇用管理の改善等に関して事業主が適切に対処するための指針**」が、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律に基づき定められています。

この指針に沿って、**職場環境の改善や再就職の支援に取り組んでください。**

詳細パンフレットは
厚生労働省HPから →

外国人の雇用 厚生労働省 **検索**

ともに創ろう、みんなが働きやすい職場
～外国人雇用はルールを守って適正に～

6月は「外国人雇用啓発月間」



外国人を雇用している事業主の皆さん
守るべき雇用ルールを、いま一度チェックしてみましょう

- ✓ 国籍で差別しない公平な採用選考を行っていますか？
- ✓ 労働法令を守り、労働・社会保険に入っていますか？
- ✓ 日本語教育や生活上・職務上の相談に配慮していますか？
- ✓ 安易な解雇はしていませんか？
- ✓ 外国人の雇入れ・離職時に、ハローワークへ外国人雇用状況届出を出していますか？

外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指針（外国人労働者の雇用管理の改善等に関する指針）より



※詳しくは、ハローワーク（公共職業安定所）、都道府県労働局にお問い合わせください。

厚生労働省
www.mhlw.go.jp

外国人雇用啓発月間ポスター

2

《事業主の皆さまへ》

高年齢者・障害者雇用状況報告の提出について

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第52条第1項」、「障害者の雇用の促進等に関する法律第43条第7項」において、事業主は、毎年6月1日現在の高年齢者および障害者の雇用状況を、管轄のハローワークを経由して厚生労働大臣に報告することが法律で義務付けられています。

報告対象事業所へは、厚生労働省から当該報告様式等を送付しますので、提出期限までに管轄のハローワークへ提出いただきますようお願いいたします。報告様式の記入にあたっては、必ず、記入要領をご確認ください。ご不明な点がございましたら、ハローワーク担当窓口までお問い合わせください。なお、報告は、郵送、ご持参による方法のほか、GビズID等を使用する電子申請があります。

い出ま
しをの
期
す願
期限



報告方法

① ハローワークに郵送もしくは持参

② 電子申請

高年齢者雇用状況等報告および障害者雇用状況報告の電子申請には電子署名(※)または**GビズID**が必要となっています。

※GビズIDを利用せずe-Govアカウントを使用して電子申請する場合、別途電子署名(有料)が必要となります。電子署名については、「e-Gov ホームページ」をご確認ください。



GビズIDとは?

GビズIDは、1つのID・パスワードで複数の行政サービスを利用することができる法人・個人事業主向け共通認証システムであり、プライム、メンバー、エントリーの3種類のアカウントがあります。発行手続きには、GビズIDの種類によって、メールアドレス(アカウントID)、端末操作、プリンター、印鑑証明書と登録申請書、スマートフォン又は携帯電話など、必要なものに違いがあります。GビズIDを取得するには、事前に申請する必要がありますが、申請手続きの詳細等については、以下のデジタル庁ホームページをご確認ください。

【GビズID申請手続きお問い合わせ先】

「gBizID」ヘルプデスク 0570-023-797 (受付時間 9:00~17:00 土・日・祝日、年末年始を除く)

ID申請・取得手続き詳細は、デジタル庁ホームページをご確認ください。<https://gbiz-id.go.jp/top/>

提出期限

令和6年7月16日(火)

雇用状況報告 厚生労働省 検索

厚生労働省ホームページ
令和6年高年齢者・障害者雇
用状況報告の提出について



3

《事業主の皆さまへ》

65歳超雇用推進助成金説明会のご案内

高年齢者が年齢に関わりなく働ける職場づくりに取り組む事業主等の担当者様向けに、助成金説明会を下記日程で開催いたします。

助成金には、次の3つのコースがあります。

- ◆ 65歳超継続雇用促進コース：65歳以上への定年の引き上げ等
- ◆ 高年齢者評価制度等雇用管理改善コース：高年齢者のための雇用管理整備措置の実施
- ◆ 高年齢者無期雇用転換コース：50歳以上定年未満の有期契約者を無期雇用労働者に転換

ご参
加
の
下
さい。



● 日時：令和6年7月 3日(水) 13:30~14:30

令和6年7月 24日(水) 13:30~14:30 (両日ともに受付は13:00から)

● 場所：ポリテクセンター大分 第1教室棟 1階 教室2 (大分市皆春1483-1)

● 定員：各回30名 先着順で受付します。

● 参加申込期日：(1回目) 令和6年6月28日(金)

(2回目) 令和6年7月19日(金)

● 参加申込方法：参加申込書が必要ですので、下記お問い合わせ先までご連絡ください。

参加無料

【お問い合わせ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 大分支部 高齢・障害者業務課
☎ 097-522-7255 URL:<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/oita/>

4

《事業主の皆さまへ》

労働保険の年度更新手続きが始まります！

労働保険の年度更新とは？

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続きが必要です。これが「年度更新」の手続きです。

年度更新の手続きは？

この年度更新の手続きは、令和6年6月3日から7月10日までの間に行ってください。「既に廃止している又は労働者を雇用していないため、保険関係を廃止する場合」「現在は労働者を雇用していないが、今後雇用する見込みがある場合」でも、申告書の提出が必要です。

申告の方法・窓口は？

年度更新の申告書は、管轄の都道府県労働局や労働基準監督署への郵送または「電子申請」でも受け付けており、直接窓口へ出向くことなく申告することができます。

令和6年度 申告と納付はお早めに
労働保険の年度更新
(労災保険・雇用保険)
6.3月～7.10水

●年度更新申告書は5月末頃に送付する予定です。●口座振替による納付が便利です。
●電子申請は時間等を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
厚生労働省年度更新お知らせページ 年度更新 お知らせ 検索

厚生労働省 厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp>

申告・納付は、令和6年6月3日（月）から 令和6年7月10日（水）までに！

【お問い合わせ先】大分労働局 総務部 労働保険徴収室 ☎ 097-536-7095

5

《事業主の皆さまへ》

70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーのご案内

70歳までの就業機会の確保（※令和3年4月より努力義務化）などに向けた高年齢者の戦力化のための条件整備について、ご相談ください！

なぜ高年齢者の戦力化が必要なの？



- 急速な高齢化による生産年齢人口の減少
人口統計によれば、今後、生産年齢人口（15～64歳）は減少の一途をたどり、企業の人材確保はますます困難になっていきます。
- 高年齢者の高い就業意欲
60歳以上への意識調査では過半数の人が「65歳を超えても働きたい」と回答しています。



70歳雇用推進プランナー・高年齢者雇用アドバイザーとは

高年齢者の雇用に関する専門知識や経験等を持っている専門家です。

社会保険労務士 中小企業診断士 経営コンサルタント 人事労務管理担当経験者 など



独立行政法人

高年齢・障害・求職者雇用支援機構

Japan Organization for Employment of the Elderly, Persons with Disabilities and Job Seekers

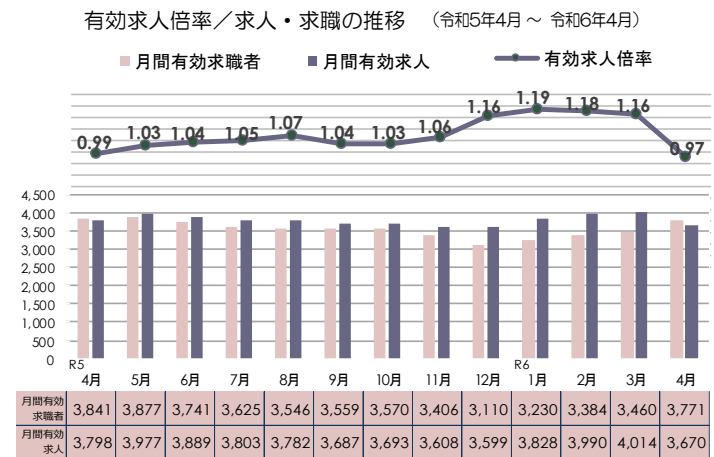
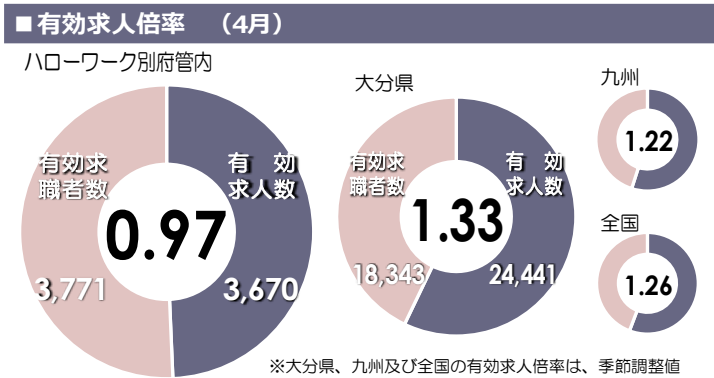
機構ホームページは
こちら⇒

機構ホームページのURLはこちら <https://www.jeed.go.jp>

6 管内労働市場の動き（4月内容）

| 項目 | 当月 | 前月 | 前年同月 | 前年増減 |
|----------|-------|-------|-------|-------|
| 新規求職申込件数 | 1,105 | 724 | 1,016 | 89 |
| 月間有効求職者数 | 3,771 | 3,460 | 3,841 | ▲70 |
| 新規求人数 | 1,252 | 1,347 | 1,422 | ▲170 |
| 月間有効求人数 | 3,670 | 4,014 | 3,798 | ▲128 |
| 新規求人倍率 | 1.13 | 1.86 | 1.40 | ▲0.27 |
| 有効求人倍率 | 0.97 | 1.16 | 0.99 | ▲0.02 |
| 紹介件数 | 588 | 706 | 614 | ▲26 |
| 就職件数 | 258 | 308 | 259 | ▲1 |

| 項目 | 当月 | 前月 | 前年同月 | 前年増減 |
|----------|--------|--------|--------|------|
| 適用事業所数 | 3,354 | 3,346 | 3,295 | 59 |
| 月末被保険者数 | 48,246 | 48,598 | 48,002 | 244 |
| 受給資格決定件数 | 370 | 189 | 383 | ▲13 |
| 受給者実人員 | 804 | 724 | 739 | 65 |



7 セミナー・各種相談会・面接会のお知らせ

就職支援セミナー&個別相談 事前申込み

6/19 13:30～15:30 セミナー
15:30～16:30 個別相談

再就職のための求職活動の進め方について学び、応募書類作成・模擬面接等をしながら実践力を身に付ける専門講師によるセミナー(定員各12名)定員に満たない場合は当日申し込み・受講も可能です。

【申込み】ハローワーク別府まで

おおいたサポステ出張相談会 事前予約

6/6・20 10:00～16:00

働くことに悩みを抱えている15～49歳までの方にキャリアコンサルタントが丁寧にコンサルティングを行い、就職に向けてサポートします。

【予約】おおいた地域若者サポートステーションまで ☎ 097-533-2622

福祉のしごと相談会 当日受付

6/6・20 10:00～12:00

福祉職場への就職についての不安、悩み、資格や職場体験などの相談・情報提供を行っています。

【問】大分県福祉人材センターまで ☎ 097-552-7000

看護職の就業相談会 当日受付

6/20 10:00～12:00

再就職を目指す方へ、面接前の施設見学の設定や復職に向けての研修の紹介などを行っています。

【問】大分県看護協会大分県ナースセンターまで ☎ 097-574-7136

心理カウンセリング 事前予約

6/5・12・19・26 13:40～15:00

就職に対する心理的な不安に、専門の臨床心理士による相談やアドバイスが受けられます。

【予約】ハローワーク別府まで

ジョブカフェ出張就職相談会 予約優先

6/20 13:30～16:30

若者(概ね49歳以下(学生含む)とその家族)の方の就職相談、就職支援、情報提供、履歴書の書き方や面接の受け方等の支援を行います。

【予約等】ジョブカフェおおいた別府サテライトまで ☎ 0977-27-5988

事業所ミニ説明会・面接会 当日参加

6/3・10・24 10:00～11:30
14:00～16:00

参加企業については、ハローワーク別府総合受付までお問い合わせください。

予約不要、履歴書不要、服装自由

※相談・面接等の会場は全てハローワーク別府会議室です